# 令和元年10月1日から

3~5歳までの認可保育所・認定こども園(2号認定)などを 利用する子どもたちの保育料が無償化されます。

このチラシは、制度周知のため、0~2歳児クラスの方にも配布しています

## 認可保育所、認定こども園(2・3号認定)等に関する無償化の制度概要

#### 【対象者・対象経費】

- **認可保育所、認定こども園(2号認定)等を利用する3~5歳児クラスの全ての子どもたち**の利用者負担額(保育料)が無償化されます。
  - <u>無償化にあたり、保護者の方の手続き等はありません</u>。9月下旬ごろに、市から無償 化の決定通知を郵送します。
  - 無償化の期間は、3歳児クラスから5歳児クラスまでの3年間です(満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで)。
  - 延長保育料、行事費、給食費などの実費負担額は、これまでどおり保護者の負担になります。
  - 「給食費」は、これまで保育料に含めてご負担いただいていました。給食費の部分は 無償化の対象外となり、保護者の負担となります(<u>詳しくは裏面をご覧ください</u>)。 ただし、3~5歳児クラスの年収360万円未満相当世帯の子どもたちと、全ての世帯の 第3子(※)以降の子どもたちについては、この給食費(副食費)は免除となります。

(※)この場合、原則、保育所等を利用する就学前の最年長の子どもを第1子とカウントします。

- 0~2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
- <u>3~5歳児クラスの方と同様、保護者の方の手続き等はありません。</u>9月下旬ごろに、 市から無償化の決定通知を郵送します。

#### 【対象となる施設・事業】

○ 認可保育所、認定こども園(2・3号認定)、地域型保育事業所 (※)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(認可)を指します。

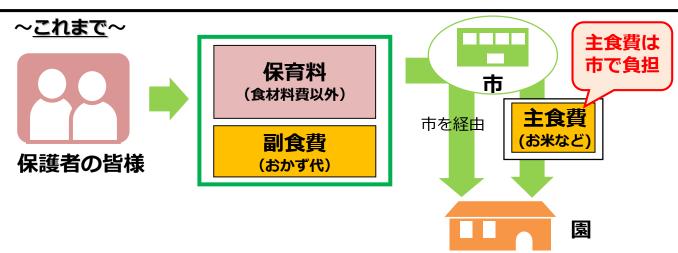
### 【無償化後の多子世帯の負担軽減について】

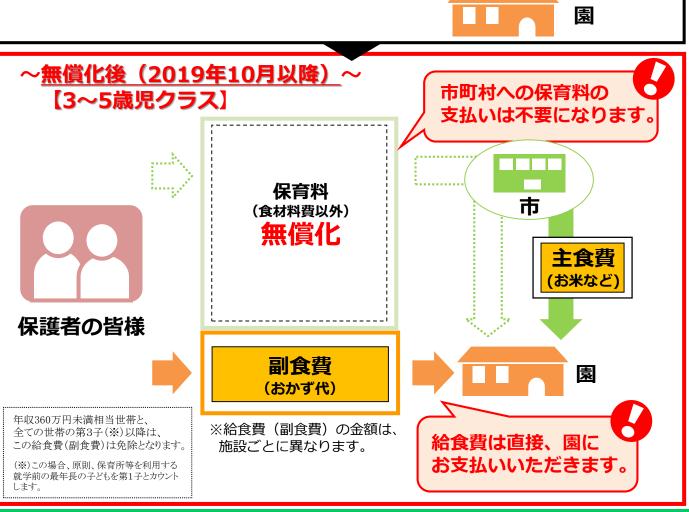
- 子どもが2人以上の世帯等の負担軽減については、国による現 行の制度が継続されます。
  - 現在、0~2歳児クラスに在籍していて、第2子・第3子等として保育料半額・無償となっている子どもは、引き続き、半額・無償の措置が適用されます。

<例>	第1子 5歳児クラス在籍	第2子 2歳児クラス在籍	第3子 0歳児クラス在籍
令和元年9月まで	保育料軽減なし	第2子 保育料 <u>半額</u>	第3子 保育料 <u>無償</u>
令和元年10月から	(無償化)保育料無償	第2子 保育料 <u>半額</u>	第3子 保育料 <u>無償</u>

## 無償化後の給食費(副食費)のお支払いについて

- 現在、3~5歳児の給食費は、**副食(おかず)分を(保育料の一部として) 保護者に負担いただき、市を通じて、**保育所等にお支払いしています。
- 今般、食材料費以外の保育料は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくこととなりました。また、**今後は、園に直接お支払いいただくことになります。ご理解・ご協力のほどお願いいたします**。
- <u>0~2歳児の給食費は、これまでと同様、保育料の一部として市で徴収します。</u> (0~2歳児クラスで、住民税非課税世帯の方は、保育料と同様に給食費も無償となります。)





問い合わせ先 国立市 子ども家庭部 児童青少年課 保育・幼稚園係 TEL 042-576-2427(係直通)